

6 月定例教育委員会会議

（ 議 案 ）

報告第 9 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 8 年 6 月 1 日
- 2 学校医の任期 委嘱日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 学校医の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	伊佐小
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	厚保小
委嘱	綿貫 永二郎	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	厚保小
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	大嶺小
委嘱	綿貫 永二郎	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	大嶺小
委嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	麦川小
委嘱	坂本 めい	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	於福小
委嘱	橋本 智子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	於福小

委嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	豊田前小
委嘱	津田 潤子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	美東小
委嘱	坂本 めい	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	秋芳桂花小
委嘱	橋本 智子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	秋芳桂花小
委嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	伊佐中
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	厚保中
委嘱	綿貫 永二郎	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	厚保中
委嘱	坂本 めい	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	大嶺中
委嘱	橋本 智子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	大嶺中
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 2 日	美東中
解嘱	津田 潤子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	伊佐小
解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	厚保小
解嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	厚保小
解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	大嶺小
解嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	大嶺小
解嘱	津田 潤子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	麦川小
解嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	於福小
解嘱	山本 陽平	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	於福小
解嘱	津田 潤子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 1 日	豊田前小

解嘱	眞崎 達也	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	美東小
解嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	秋芳桂花小
解嘱	山本 陽平	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	秋芳桂花小
解嘱	津田 潤子	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	伊佐中
解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	厚保中
解嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	厚保中
解嘱	竹本 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	大嶺中
解嘱	山本 陽平	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	大嶺中
解嘱	坂本 めい	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和8年6月1日	美東中

報告第 10 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 8 年 6 月 10 日
- 2 学校医の任期 委嘱日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 学校医の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 11 日	秋吉小
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 11 日	秋芳中
解嘱	村上 忠	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 10 日	秋吉小
解嘱	村上 忠	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学	令和 8 年 6 月 10 日	秋芳中

令和 8 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 26 日

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

令和 8 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定に基づき実施する事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第 1 次評価を行う。なお、目標達成の評価にあたっては、第二次美祢市総合計画（後期基本計画）・第三次美祢市教育振興基本計画における目標指標等を評価基準とする。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及

び評価実施要綱（平成 21 年美祢市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定による学識経験者（点検評価委員）の意見を活用し、最終評価を行う。

重要度に関する評価点

① 政策目標を実現する上での役割

評価点	内 容
5	重要である
4	やや重要である
3	どちらでもない
2	あまり重要でない
1	重要でない

有効性に関する評価点

① 施策の実施による成果の度合い

評価点	内 容
5	有効である
4	やや有効である
3	どちらでもない
2	あまり有効でない
1	有効でない

② 施策の目標を達成できたか

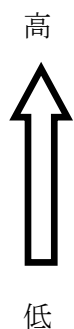
（第二次美祢市総合計画（後期基本計画）・第三次美祢市教育振興基本計画の目標指標等）

評価点	内 容	目標指標にかかる達成度合
5	達成できた	100%以上
4	ほぼ達成できた	90%以上
3	どちらでもない	80%以上
2	あまり達成できなかった	70%以上
1	達成できなかった	70 未満

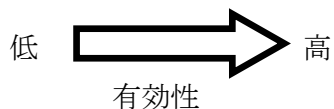
第 1 次評価及び最終評価

評価区分	重要度①	有効性（成果の度合い①＋達成度②）
A	4・5	7～10
B	4・5	6～ 2
C	3～1	7～10
D	3～1	6～ 2

重要度



B	A
D	C



区分	重要度	有効性	基本的な考え方
A	高	高	現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業
B	高	低	優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業
C	低	高	費用対効果の高い取組が求められる事業
D	低	低	抜本的な事業の見直しが求められる事業

4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

今後の方向性	内 容
事業拡大	事業を拡大する事業
現状維持	今までどおり実施する事業
期間を定めて見直し	近い将来見直しが必要な事業
運営手法等の見直し	運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業
事業縮小	事業の縮小を行う事業
期間を定めて終了	事業の終了年度を定めて実施する事業
事業完了	事業を完了とする事業
事業廃止	事業の廃止を行う事業

5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

議案第 50 号

美祢市教育委員会表彰候補者について

下記の者を美祢市教育委員会表彰規程（平成 20 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）第 2 条の規定により表彰したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

氏 名	住 所	功 績
たかはし ひろのり 高橋 宏典	美祢市西厚保町本郷	平成 2 年度、平成 3 年度と厚保小学校 PTA 会長を務められ、平成 26 年からは厚保中学校の学校運営協議会委員となられ、その後、平成 28 年から令和 7 年度までの 10 年間の永きにわたり会長を務められた。同時期に平成 26 年度から平成 28 年度の間、厚保地域協育ネット会長を務められ、その後、平成 28 年度から令和 6 年度の 9 年間にわたりあつまロンネット会長も務められた。多岐にわたる役職を務められ、厚保小学校や厚保中学校の地域連携教育活動に尽力され、その功績は誠に顕著である。 【第 2 条第 4 号】
みやざき よしのり 宮崎 義敬	美祢市西厚保町本郷	令和 4 年から 3 年間、美祢図書館主催の「美祢市ふるさと歴史講座」において講師を務められ、市民に対し、地域の歴史や文化を理解し、地域への愛着を感じることができるよう分かりやすい講演を続けられた。 また、平成 25 年に開所した「厚保地域交流ステーション」では、当ステーション事業として平成 28 年 2 月から令和 7 年 1 月までの約 9 年間、「あつ駅交流談話会」の講師として民俗や歴史、伝承を題材として話題を提

		供してこられた。事業終了後も当ステーションを使用し、同様の活動を現在に至るまで続けられている。 さらには、令和5年に供用を開始した美祢市役所本庁舎3階の議場において、令和6年と令和7年にコンサートを開催され、広く市民に芸術・文化に触れる機会を提供された。 このような活動を通じ、本市の文化振興及び生涯学習の推進、更には郷土愛の醸成に尽力され、その功績は誠に顕著である。 【第2条第4号】
さわみ よしと 沢見 義人	美祢市大嶺町奥分	平成17年度以来、27年間にわたり週2回「詩吟教室」を開き、麦川小学校の希望児童に詩吟指導を通して助け合いの精神や、人格尊重・公平さの大切さなども指導された。 美祢市や健友学風会の吟朗大会や麦川小学校のフェスティバルへの参加、市内の老人施設や社会復帰センターへの慰問で学びの成果を披露し、社会貢献の重要さを体験させる等、社会教育の振興にも大きく貢献され、その功績は誠に顕著である。 【第2条第4号】

議案第 51 号

美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
巽 淳一郎	元京都橘大学教授	
渡辺 一雄	元梅光学院大学教授	
中西 哲也	九州大学総合研究博物館准教授	
黒羽 亮太	関西学院大学准教授	
高橋知奈津	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡研究室 室長	
坂本 睦海	(一社) 美祢市観光協会会長	
大庭 薫	長登銅山跡環境整備有志の会	